

子育て環境を取り巻く課題への 対応について

(令和3年度取組の検討における問題意識)

三条市 教育委員会 子育て支援課

この資料は、現状の三条市が抱えている子育て環境を取り巻く行政課題について、現状と課題を整理し、今後の考え方を共有した上で御意見をお聞きするものです。

〈すまいる子ども・若者プラン 施策体系〉

安心して子育てを楽しみたいことができ、

子ども・若者の笑顔があふれるまち

I 子育てと仕事の両立プロジェクト

1 多様なニーズに対応した保育環境等の充実

2 子どもの放課後等の居場所の確保

- 3 男性の家事、子育て参加の促進
- 4 出産のために退職した女性等の再就職支援

II ハッピー子育てプロジェクト

- 1 親子が集える場づくり
- 2 親子で楽しめる公園の整備

3 子育て家庭へのサポートの充実

III 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト

- 1 母子保健、家庭教育の充実
- 2 子どもの発育・子育て相談の充実
- 3 子ども・若者の社会形成、社会参加の推進

IV 子ども・若者支援プロジェクト

- 1 子ども・若者総合サポートシステムの充実
- 2 三条っ子発達応援事業の充実

V 子ども・子育て応援社会プロジェクト

- 1 子ども・子育て家庭を支えるまちづくりの充実
- 2 地域における安全・安心の確保

(第2期 (R2~R6) の主な取組)

3歳未満児の保育の拡充／病児・病後児保育の充実／一時預かりの拡充／**保育士確保の推進** ほか

児童クラブの充実／放課後の子どもの居場所の充実 ほか

子育て世代に対する意識啓発の推進 ほか

他機関と連携した就職先の紹介／再就職に向けた就労相談会等の実施／再就職のためのセミナー等の実施／再就職マッチング事業 ほか

子育て支援センターの拡充／屋内で思い切り遊べる施設の充実 ほか

既存公園の遊具等の整備 ほか

利用者支援事業の実施／**産後ケア事業の実施** ほか

母子の歯科保健の充実／「眠育」(早寝、早起き)の啓発強化／乳幼児とのふれあい体験の充実 ほか

相談事業の充実／子育てに関する情報発信の充実 ほか

子ども・若者の意見表明機会の充実 ほか

養育支援訪問事業の充実／被虐待児童及び問題行動児童の進行管理の強化／若者への支援体制の強化 ほか

年中児発達参観の全市実施／発達支援に係るコーディネーターの資質の向上 ほか

関係団体への支援の強化 ほか

通学路の確認 ほか

- **産前産後の母親の育児不安やうつ状態**が子どもの虐待の要因にもつながる中、母親の不安や孤立感を防ぐ支援体制を構築していく必要がある。
- **慢性的な保育士不足**により年度途中の待機児童が生じる状況にあり、引き続き、その確保に注力していく必要がある。
- 障がい等により配慮が必要な児童の放課後の居場所となる**放課後等デイサービスについて、ニーズがサービス供給量を上回る状況にあり、重度な児童が利用できないケースも生じており**、児童の放課後の預かり体制について検討する必要がある。

(1) 施策の現状と課題

産前産後の母親の育児不安やうつ状態が子どもの虐待の要因にもつながる中、母親の不安や孤立感を防ぐ支援体制を構築していく必要がある。

※ 国の要請（母子保健法の一部改正：産後ケア事業の法制化 産後ケア事業の全国展開、市町村に努力義務を規定）

ア 産後ケア事業とは

《目的、対象等》

産後ケアを必要とする**出産後1年を経過しない母子**に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保

《ケアの内容》

- ① 母親の**身体的ケア**及び**保健指導、栄養指導**
- ② 母親の**心理的ケア**
- ③ **適切な授乳が実施できるためのケア**
- ④ 育児の手技について具体的な指導及び相談
- ⑤ 生活の相談、支援(短期入所型のみ)

《事業の実施類型》

短期入所型

病院等で実施

通所型 (デイサービス型)

病院等で実施

居宅訪問型 (アウトリーチ型)

利用者宅で実施

イ 三条市の現状

《養育支援を要するとする情報提供票の受理状況》

※数値は重複ケースあり

年度	情報提供票の受理件数	うち産婦の精神面の問題があったケース		
		うち精神疾患	うち育児不安	
H29	14	5 (35.7%)	2	3
H30	18	9 (50.0%)	5	5
R元	17	10 (58.8%)	5	5

産後に精神面の問題を抱えるケースが増加している

《育児に関するアンケート結果》

※ 3か月児健康診査及び10か月児健康相談会で実施

年度	育児協力者がいない		相談相手がいない		育児のイライラあり	
	3か月	10か月	3か月	10か月	3か月	10か月
H29	12 (1.9%)	20 (3.1%)	4 (0.6%)	13 (2.0%)	68 (10.3%)	91 (14.2%)
H30	7 (1.0%)	2 (0.3%)	15 (2.3%)	8 (1.2%)	52 (8.3%)	80 (12.5%)
R元	6 (1.1%)	8 (1.5%)	10 (1.8%)	15 (2.8%)	68 (12.3%)	103 (19.0%)

**10～20%の産婦が育児にイライラを抱えている
育児協力者・相談相手がいない状況もある**

《市内産科医療機関の日常の診察時等からの所見》

「産後うつ」「育児不安が強い」「精神疾患あり」
「里帰りできない」「夫など育児協力者がいない」
「育児手技が拙く退院後の生活に心配あり」等

**「産後に一定の支援が必要」と懸念される産婦は全体の10～20%程度
特に産後1か月までの支援が重要**

(2) 取組の方向感

- 産後の育児不安が高まる時期をより手厚く支援するため、「産後ケア事業」の実施が必要
- 妊娠中から子育て期にわたって切れ目なく支援する「子どもの育ちサポートセンター」が「子育て世代包括支援センター」として機能し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施

《妊娠期から産後までの支援と産後ケア事業》

対象： 全員 希望者 必要者(プッシュ式)

	妊娠期	出産・新生児期				産後・乳児期												
区分	妊娠期	1週	2週	3週	4週	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	
相談	妊婦健康診査時 妊婦歯科健診	※出産直後は、医療機関に委ねるところが大きく、行政による育児不安等へのケア・支援の方策が薄い。						3か月児健診時				7か月児健診時						10か月児健康相談会
	来庁相談・電話相談											子どもの発育・発達相談						
指導教育啓発	マタニティ教室							B P 講座			N P 講座							
訪問						こんにちは赤ちゃん訪問												
	養育支援訪問 保健師による家庭訪問																	
ケア		<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>産後ケア事業</p> <p>短期入所型</p> <p>通所型（デイサービス型）</p> <p>※ 育児不安等への対応など、特に産婦への支援において重要な時期である産後1か月目までを、医療機関と連携しつつ、特に注力し支援していく。</p> <p>※ すでに他の訪問事業を実施している中、「居宅訪問型」は必要性に薄い。</p> </div>																

「子どもの育ちサポートセンター」による支援 ⇒ 子どもの育ちサポートセンターが「子育て世代包括支援センター」として機能

(1) 施策の現状と課題

慢性的な保育士不足により年度途中の待機児童が生じる状況にあり、引き続き、その確保に注力していく必要がある。

→ 入所申込みに応じた年度当初の保育士の必要数は確保しているものの、**年度途中において、0歳児を中心とした3歳未満児の入所希望に十分に対応し切れていない。**

→ 年度当初の必要数確保にしても、全国的な保育士不足の中、人材確保に困難を極めている。

ア 公立保育士の採用等の現況

《令和2年4月1日現在の保育士数》 (単位：人)

職 種	(常 勤)	(非常勤)		合 計
	正職員	任用職員	パート職員	
保育士数	94	48	30	172

※ 正職員[54.7%]、任用職員[27.9%]、パート職員[17.4%]
 ※ 任用職員は、「定型的に」又は「指示の下で」保育業務に携わる、毎年契約の雇用形態

《保育士の採用結果の推移》 (単位：人)

		H28	H29	H30	H31	R 2
正職員	募集(応募)	3(45)	10(56)	8(31)	14(38)	16(33)
	採用	3	5	6	7	11
任用職員	募集(応募)	35(19)	25(21)	20(8)	25(5)	25(5)
	採用	10	13	6	3	4
合 計	募集(応募)	38(64)	35(77)	28(39)	39(43)	41(38)
	採用	13	18	12	10	15
不 足		△25	△17	△16	△29	△26

不足人員はパートタイム職員の採用により対応
 パートタイム職員の雇用についても不足人員の補充のほか、障がい加配対象児童への対応もあり、確保が困難な状況

イ 待機児童の現況

《待機児童数の状況（10月1日現在）》 (単位：人)

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上	合計	前倒し雇用保育士数
H30年度	5	1	0	0	6	0
前倒し雇用無しの場合	5	1	0	0	6	
R元年度	6	0	0	0	6	0
前倒し雇用無しの場合	6	0	0	0	6	
R2年度	2	0	0	0	2	3
前倒し雇用無しの場合	8	0	0	0	8	

R2年度は、前倒し雇用が確保できたため待機児童が減少

参考：保育士配置基準（三条市基準と国基準比較）

区 分	市配置基準	国配置基準	0歳児及び1歳児は国基準に比べ手厚く配置
0歳児	<u>1 : 2</u>	<u>1 : 3</u>	
1歳児	<u>1 : 4</u>	<u>1 : 6</u>	
2歳児	1 : 6	1 : 6	
3歳児	1 : 20	1 : 20	
4・5歳児	1 : 30	1 : 30	

(2) 取組の方向感

- より有意な方法で保育士を確保しておき、年度途中に生ずる待機児童を解消する。《体制構築》
- 特に、保育職に就かず潜在している「保育士有資格者」に着目し、こうした方々の就業に関する考え方やニーズに合わせた「就業登録バンク」を創設し運用する。《人材確保》

《体制構築からのアプローチ》

●保育士の「前倒し雇用」の実施

- 年度途中に入所する児童がいる場合に、**求人に対する応募が比較的多い年度当初に前倒しで雇用**することにより、途中入所時期の保育士不足を防止する。
- 前倒し雇用する保育士数は、過去の待機児童の発生状況及び翌年度の入所申込の状況を勘案して設定する。

●前倒し雇用のイメージ

例：4月に0歳児（配置基準1：2）2人のところ
7月と8月に1人ずつ入所が予定される場合

		4月	5月	6月	7月	8月
0歳入所児童数		2人	2人	2人	(+1) 3人	(+1) 4人
保育士 配置数	前倒し 無し	1人	1人	1人	(+1) 2人	2人
	前倒し 有り	2人	2人	2人	2人	2人

年度途中の確保は困難

年度当初から前倒し雇用

《人材確保からのアプローチ》

●いわゆる「潜在保育士」のニーズ

- 潜在保育士の「**71.2%**」は「**再び保育へ就業する意思がある**」
(10人に7人が保育再就職希望)
- 保育への再就職希望者のうち「**21.4%**」は「**ブランク等を理由とした知識の減退等への不安**」を抱えている。
(R2.7 新潟県保育サポートセンターのアンケート結果)

復職に当たっての「**学び直しの場**」が「**誘因**」となる。

●学びの場としての（潜在）保育士サークルの創設

保育への復職・転職を求めているにも関わらず、休職のブランク等により求職活動に踏み切れていない保育士有資格者を対象に、ゆるやかな雰囲気の中で勉強会・研修会を実施

- ・保育士有資格者にとっては…
→ **保育の現況の共有や保育知識を学び直す場として**
- ・市にとっては…
→ **保育職場への就職意欲をより高めさせ、保育士確保の声掛け対象につなげていくための場（人材バンク）として**

●取組の概況（保育士サークル「ほっとカフェ」）

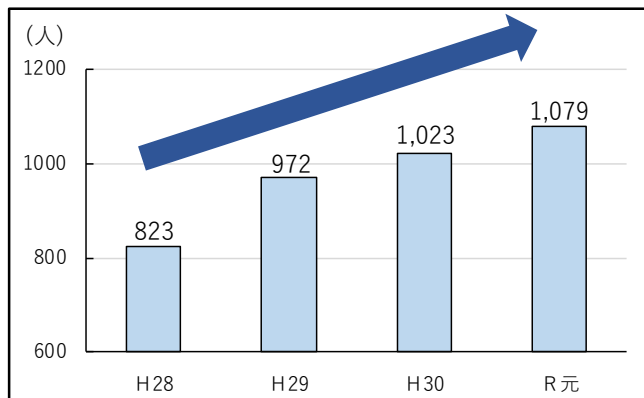
- R2.10月から開始（参加申込み数7人）
- 今後の取組内容：現場保育士による保育現場の情報共有、保育所見学(給食試食)、行事見学、外部講師による講話 等

(1) 施策の現状と課題

- 「核家族化」「共働き家庭の増加」… → **放課後の児童の「預かり」ニーズの高まり**
- 放課後の預かり環境 → 「放課後児童クラブ」と「放課後等デイサービス」の二極的状况
→ 障がい児にとっては、「ロー・スペック・サービス」と「ハイ・スペック・サービス」
- **放課後等デイサービスのニーズの高まり** → 療育を伴わない「預かり」目的の放課後等デイサービスの利用の増高

※ 「放課後等デイサービス」：障害のある児童が、学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能と居場所機能を備えた福祉サービス

ア 児童クラブ利用者数の推移

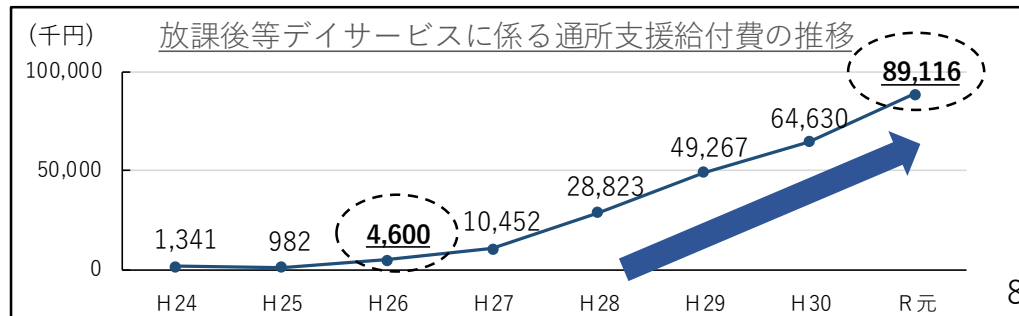
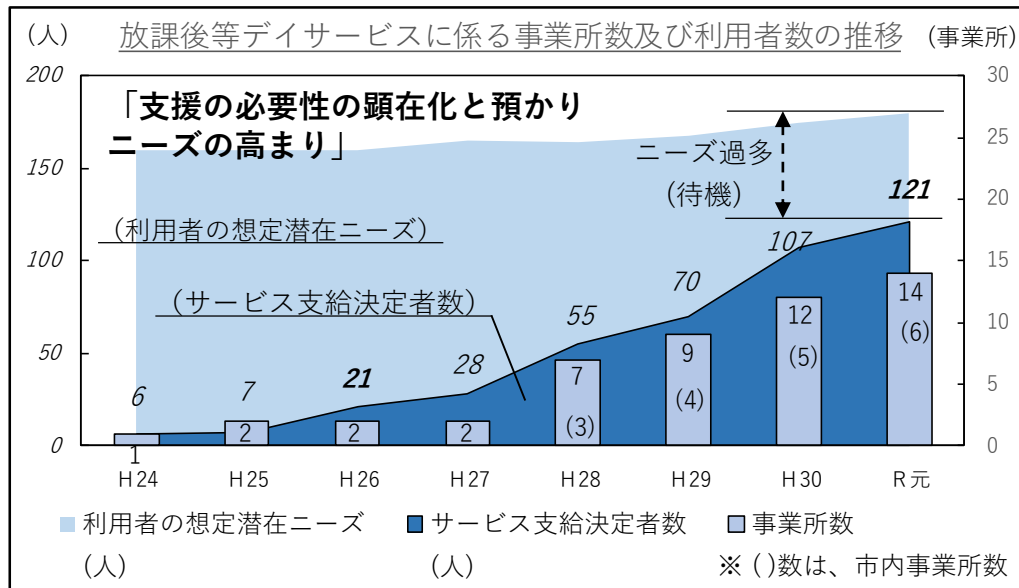


- 放課後の児童の「預かり」ニーズは、児童クラブ、放課後等デイサービスのいずれも右肩上がり

放課後等デイサービスでは・・・

- **サービス利用者数は、直近5年間で「5.7倍」に増高**
- ニーズ量に追い付かず「待機」も生じている状況
- **給付費は、直近5年間で「約20倍」に増高**
- ◎ 支援ニーズの顕在化に加え、「預かり」利用が一般化してきている中、**中・重度の障がい児のサービス利用にまで“待機”が生じている可能性**

イ 障がい児通所支援事業（放課後等デイサービス）の推移

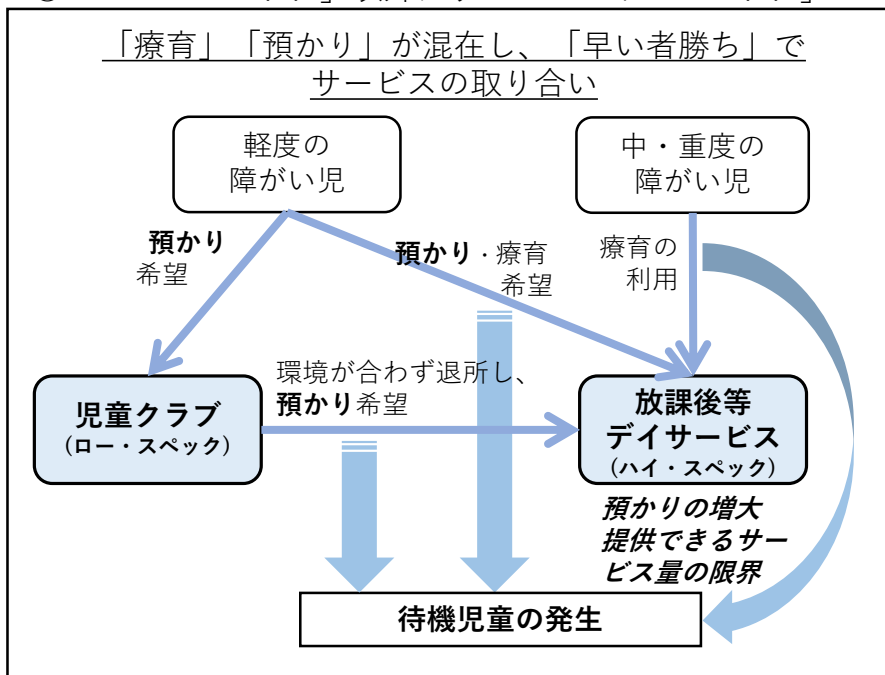


(2) 取組の方向感

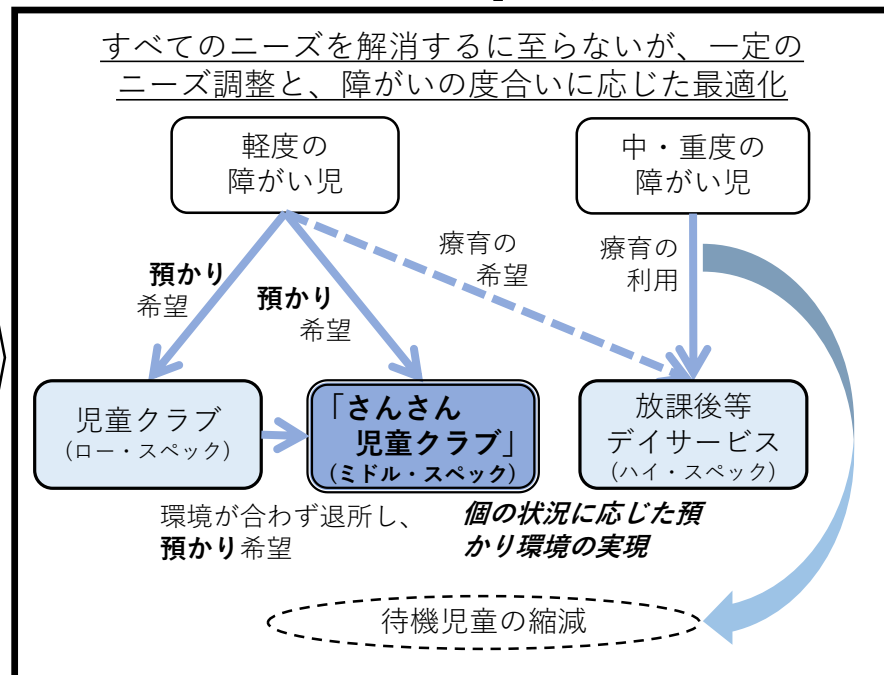
- 現状ではサービス供給量が限られている中、**児童の状況に応じ「預かり」ニーズを調整し最適化を図る。**
- 放課後児童クラブの取組において、本年度から試行的に、配慮が必要な児童を預かる「ミドル・スペック」的な役割を果たす「**さんさん児童クラブ**」を開設
- ※ 待機が生じている中で、通所支援給付費の縮減は困難（ニーズ過多による待機が解消されるまでの間は、通所支援給付費の増高はやむを得ない。）

《さんさん児童クラブの設置》

- 「ロー・スペック」以外はすべて「ハイ・スペック」へ



- 「ミドル・スペック」の区分を創設



「さんさん児童クラブ」の概況

- **定員16人で開始**し、10月1日現在7人が在籍
- 職員体制：**教員免許保有者2名、放課後児童支援員研修修了者3名**
 - ※ 通常の児童クラブは、支援員研修受講のみ（採用時は、無資格可）
- 「**児童：職員＝8：3**」で構成（小学校特別支援学級の職員体制に準じた。）
 - ※ 通常の児童クラブでは、「児童：職員＝30：2」を基本とする。
- 総合福祉センター内の会議室で実施（85.8㎡）